

「個人情報保護委員会事務局レポート：仮名加工情報・匿名加工情報 信頼ある個人情報の利活用に向けて—制度編—」

（令和４年３月公表）の一部修正の新旧対照表

（赤字傍線部分は修正部分）

修正後	現行
（略） 3.2.1.1 第１号（特定の個人を識別することができる記述等の削除） （略） 【ハッシュ関数による置き換えについて】 （略） さらに、ハッシュ化による仮 ID 生成に当たっては、ハッシュ関数への入力情報を（氏名＋<u>秘密の文字列</u>）、（氏名＋電子メールアドレス＋<u>秘密の文字列</u>）といったように、十分な長さの<u>秘密の文字列</u>を付加した上でハッシュ化をすること（<u>いわゆる鍵付きハッシュ関数の利用</u>）が望ましい。<u>秘密の文字列</u>はランダムなデータを用いることと、<u>当該秘密の文字列</u>が削除情報等に当たることにも留意が必要である。 （略） 4.1.2.2 「当該個人情報を復元することができないようにしたもの」とは （略） 上記のとおり、「特定の個人を識別することができない」<u>及び「復元することができないようにしたもの」の何れも</u>一般人<u>及</u>	（同左） 3.2.1.1 第１号（特定の個人を識別することができる記述等の削除） （同左） 【ハッシュ関数による置き換えについて】 （同左） さらに、ハッシュ化による仮 ID 生成に当たっては、ハッシュ関数への入力情報を（氏名＋<u>ソルト</u>）、（氏名＋電子メールアドレス＋<u>ソルト</u>）といったように、十分な長さの<u>ソルト</u>を付加した上でハッシュ化をすることが望ましい。<u>ソルト</u>はランダムなデータを用いることと、<u>ソルト</u>が削除情報等に当たることにも留意が必要である。 （同左） 4.1.2.2 「当該個人情報を復元することができないようにしたもの」とは （同左） 上記のとおり、「特定の個人を識別することができない」と<u>は、一般人の判断力又は理解力を基準として判断されるもので</u>

修正後	現行
<u>び一般的な事業者の能力や手法等</u>を基準として判断されるものであり、一般人において想定されないような手法や、一般的に入手できないような外部情報を利用したりする等のあらゆる手法によって特定や復元を試みたとしてもできないというように、技術的側面から全ての可能性を排除することまでを求めるものではない。 (略)	あり、一般人において想定されないような手法や、一般的に入手できないような外部情報を利用したりする等のあらゆる手法によって特定や復元を試みたとしてもできないというように、技術的側面から全ての可能性を排除することまでを求めるものではない。 (同左)
4.2.1.1 第1号（特定の個人を識別することができる記述等の削除） (略) 【ハッシュ関数による置き換えについて】 (略) さらに、ハッシュ化による仮ID生成に当たっては、ハッシュ関数への入力情報を（氏名＋<u>秘密の文字列</u>）、（氏名＋電子メールアドレス＋<u>秘密の文字列</u>）といったように、十分な長さの<u>秘密の文字列</u>を付加した上でハッシュ化をすること（<u>いわゆる鍵付きハッシュ関数の利用</u>）が望ましい。<u>秘密の文字列</u>はランダムなデータを用いることと、<u>当該秘密の文字列</u>が削除情報等に当たることにも留意が必要である (略)	4.2.1.1 第1号（特定の個人を識別することができる記述等の削除） (同左) 【ハッシュ関数による置き換えについて】 (同左) さらに、ハッシュ化による仮ID生成に当たっては、ハッシュ関数への入力情報を（氏名＋<u>ソルト</u>）、（氏名＋電子メールアドレス＋<u>ソルト</u>）といったように、十分な長さの<u>ソルト</u>を付加した上でハッシュ化をすることが望ましい。<u>ソルト</u>はランダムなデータを用いることと、<u>ソルト</u>が削除情報等に当たることにも留意が必要である (同左)
4.2.1.5.2 「その他の～適切な措置」が求められる場合 (略)	4.2.1.5.2 「その他の～適切な措置」が求められる場合 (略)

修正後	現行
脚注 88 なお、匿名加工情報の作成において作成の元となった個人情報との容易照合性の有無に留意しなければならないことについては、4.1.4.2を参照のこと。 4.2.3.1.1 k-匿名性について (略) 脚注 94 なお、作成の元となった個人情報との容易照合性について検討する必要があることは、4.1.4.2を参照のこと。	脚注 88 なお、匿名加工情報の作成において作成の元となった個人情報との容易照合性の有無に留意しなければならないことについては、4.2.1.5.3を参照のこと。 4.2.3.1.1 k-匿名性について (同左) 脚注 94 なお、作成の元となった個人情報との容易照合性について検討する必要があることは、4.2.1.5を参照のこと。